

例 6

合計所得金額48万円超の非課税の方

父

年金収入160万（合計所得金額50万円）、所得税・住民税（所得割）非課税

- 年金収入により合計所得金額48万円超 → 子の定額減税における扶養親族等の対象外
- 所得税、住民税（所得割）ともに課されない → 定額減税の対象外

扶養にできない
（所得超過のため）



子

住民税(所得割)課税者

→ 定額減税の対象

扶養にできる



子の配偶者

収入なし 非課税

- 定額減税可能額^{注1}：
 - = 所得税分（2人）× 3万円 = 6万円
 - = 住民税分（2人）× 1万円 = 2万円
 } 8万円

注1：定額減税可能額（所得税分） = (本人+扶養親族数) × 3万円
 " (住民税分) = (本人+扶養親族数) × 1万円



- 所得税・住民税ともに課されない
→ 本人として定額減税の対象外
- 定額減税対象者の配偶者
→ 配偶者の定額減税として減税対象人数に含まれる

**個人住民税（所得割）課税者が世帯にいるため、低所得世帯向け給付の対象外
 = 父は不足額給付2（原則4万円）の対象となる**

【解説】

父の合計所得金額は48万円を超えるが、所得控除などにより所得税・住民税（所得割）ともに非課税で、本人及び子の扶養親族としても定額減税の対象外。また、課税者（子）等と同居しているため低所得世帯向け給付金の対象にもならない。

このように、これまで定額減税の対象となっておらず、低所得世帯向け給付の対象世帯にも該当していない場合は、不足額給付2の対象となり、原則4万円支給される。